

第1 姫路市火災予防条例（第4章） 改正履歴

姫路市火災予防条例について、危険物及び指定可燃物に関する第4章の規定に係る改正履歴を記載する。

なお、附則についても各条例制定時のものを記載する。

[昭和37年4月1日 条例第14号]

第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第31条 法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光し、又は換気を行うこと。
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅2メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、1メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。
- (5) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- (6) 危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。
- (7) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
- (8) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置をこうずること。
- (9) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合には、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (10) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (11) 危険物の容器への収納又は詰替えは、危険物の規制に関する総理府令（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行うこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (12) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (13) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全

- に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (14) 危険物を保護液中に保存する場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
- (15) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。
- ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。
 - イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。
 - ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。
- (16) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、次によること。
- ア 厚さ2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、容易に破損し、又は漏れない構造とすること。
 - イ 外面にさびどめのための措置を講ずること。
 - ウ 圧力タンクにあつては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては、有効な通気管を設けること。
 - エ 引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあつては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。
 - オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。
 - カ 配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で造った管を用いること。
 - キ 地下に埋設するタンクにあつては、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効におおうこと。
 - ク 地下に埋設するタンクにあつては、ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造とすること。
- (17) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の類別、品名又は最大数量を記載した標識を設けること。
- (18) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。
- (19) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。
- (20) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。
- (21) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (22) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液を安全に処理すること。
- (23) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (24) 危険物を廃棄するときは、危険物の性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

第 32 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物質 B にあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第 2 類の危険物にあつては、酸化物質との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉 A 及び金属粉 B については、水又は酸との接触を避けること。
- (3) 第 3 類の危険物にあつては、水との接触を避けること。
- (4) 第 4 類の危険物にあつては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第 4 類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行うこと。ただし、当該屋内において防火上支障がないと認められる構造の部分において行うときは、この限りでない。
 - ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料又は準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。
 - イ 開口部には、甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はドレンチャー設備を設けること。
 - ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。
- (6) 第 5 類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (7) 第 6 類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するための十分な措置を講じなければならない。

(品名を異にする危険物)

第 33 条 品名を異にする 2 以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 となるときは、当該場所は、指定数量の 5 分の 1 の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第 2 節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(準危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第 34 条 別表第 3 で定める数量の 100 倍以上の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 2 で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおおった室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅3メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、2メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへい等を設けること。

2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前3条（第31条第11号を除く。）の規定を準用する。

第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準

（特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準）

第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- (2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理すること。
- (3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (4) 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積50平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積200平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。
- (5) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

附則

- 1 この条例の、昭和37年7月1日から施行する。
- 2 姫路市火災予防条例（昭和28年姫路市条例第35号）は廃止する。

別表第3

類別	品名	数量
第1類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600

第2類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第3類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第4類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょう脳	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
第5類	ニトロソ化合物	40
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第6類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリン	80

別表第4

品名	数量
	キログラム
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000
石炭及び木炭	10,000
	立法メートル
木材加工品及び木くず	10

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸及び繭をいう。
- 3 わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びそれらの製品並びに干し草をいう。

- 4 ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。

[昭和 48 年 6 月 25 日 条例第 30 号]

現 行	改 正 後
<p>第 31 条 法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）の <u>5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光し、又は換気を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅 2 メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、1 メートル以上）の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。</u></p> <p>(6) <u>危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。</u></p> <p>(7) <u>危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。</u></p> <p>(8) <u>危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置をこらざることを。</u></p> <p>(9) <u>危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。</u></p> <p>(10) <u>危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。</u></p>	<p>第 31 条 法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、<u>次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。</u></p> <p>(4) <u>危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。</u></p>

(11) 危険物の容器への収納又は詰替えは、危険物の規制に関する総理府令（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行うこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(12) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

(13) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

(14) 危険物を保護液中に保存する場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。

(15) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。

ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。

イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。

ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。

エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。

(16) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、次によること。

ア 厚さ2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、容易に破損し、又は漏れない構造と

(5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

すること。

イ 外面にさびどめのための措置を講ずること。

ウ 圧力タンクにあつては、有効な安全装置を、
圧力タンク以外のタンクにあつては、有効な
通気管を設けること。

エ 引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は
取り扱う設備にあつては、通気管に引火を防
止するための措置を講ずること。

オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設
けること。

カ 配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料
で造った管を用いること。

キ 地下に埋設するタンクにあつては、地盤面
下に設けられたコンクリート造等のタンク室
に設置するか、又はアスファルトルーフィ
ング、アスファルトプライマー、モルタル等を用
いて有効におおうこと。

ク 地下に埋設するタンクにあつては、ふたに
かかる重量が直接当該タンクにかからない構
造とすること。

(17) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、
危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並び
に危険物の類別、品名又は最大数量を記載し
た標識を設けること。

(18) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危
険物の温度が局部的に上昇しない方法で行な
うこと。

(19) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行
うこと。

(20) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画
された場所等安全な場所で行なうこと。

(21) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達し
ないようにして行うこと。

(22) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換
気をよくして行うとともに、廃液を安全に処
理すること。

(23) バーナーにより危険物を消費するときは、
バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれな

いようにすること。

(24) 危険物を廃棄するときは、危険物の性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

(6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

<u>容器の種類</u>	<u>貯蔵し、又は取り扱う数量</u>	<u>空地の幅</u>
<u>タンク又は鋼製ドラムの場合</u>	<u>指定数量の2分の1以上指定数量未満</u>	<u>1メートル以上</u>
<u>その他の場合</u>	<u>指定数量の5分の1以上2分の1未満</u>	<u>1メートル以上</u>
	<u>指定数量の2分の1以上指定数量未満</u>	<u>2メートル以上</u>

(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- (5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合には、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。
- (7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。
- (8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。
- (9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (12) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が上昇しない方法で行なうこと。
- (13) 危険物を保護液中にほぞんする場合には、当該危険物が保護液中から露出しない

いようにすること。

(14) 危険物の詰め替えは、防火上安全な場所で行なうこと。

(15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。

(16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。

(17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。

(18) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

(20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。

ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。

イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。

ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りではない。

エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。

オ 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを

除く。)については、次によること。

ア その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張によって、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルをこえ100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルをこえ250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルをこえるもの	2.0ミリメートル以上

イ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあつては、この限りでない。

ウ 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

エ 引火点40度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

カ 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

キ 見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

ク タンクの配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管を用いること。

ケ タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

コ タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。

(22) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次に

よること。

ア 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあつては、この限りでない。

イ 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

ウ 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

エ 浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。

オ 地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。

(23) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。

ア 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

イ 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあつては0.2重量キログラム毎平方センチメートル

をこえ0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

ウ マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護柵を設けること。

エ マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。

オ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあつては、この限りでない。

カ 移動タンクには、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物Bにあつては、水との接触を避けること。

(2)～(4) (略)

(5) 第4類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行うこと。ただし、当該屋内において防火上支障がないと認められる構造の部分において行うときは、この限りでない。

ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料又は準不燃

第32条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物にあつては、水との接触を避けること。

(2)～(4) (略)

材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ 開口部には、甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はドレンチャー設備を設けること。

ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(6) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(7) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

第34条 別表第3で定める数量の100倍以上の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前3条（第31条第11号を除く。）の規定を準用する。

第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(5) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(6) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

第34条 別表第3で定める数量の100倍以上の令別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前4条（第32条第9号を除く。）の規定を準用する。

第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(5) (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（同項第17号ケからスまでの規定に係る改正部分に限る。）、第4条第2項第2号の改正規定、第7条第1項に1号を加える改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第31条の次に1条を加える改正規定（第32条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ並びに第23号の規定として加える部分に限る。）は昭和49年1月1日から、第8条の次に1条を加える改正規定（第8条の

2 第1項第3号の規定として加える部分に限る。)及び第31条の次に1条を加える改正規定(第32条第2号の規定として加える部分に限る。)は昭和49年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和48年9月30日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、改正後の姫路市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号及び第32条第21号から第23号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3～5 (略)

[昭和53年12月25日 条例第48号]

現 行	改 正 後
<p>第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。</p> <p>ア (省略)</p> <p><u>イ</u> 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。</p> <p><u>ウ</u> 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。)については、次によること。</p> <p>ア～コ (省略)</p>	<p>第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。</p> <p>ア (省略)</p> <p><u>イ</u> <u>液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を設け、かつ、ためますを設けること。</u></p> <p><u>ウ</u> 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。</p> <p><u>エ</u> 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。)については、次によること。</p> <p>ア～コ (省略)</p> <p><u>サ</u> <u>液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内に設けるタンクの周囲には、側溝及びためますを設ける等当該タンクから漏れた危険物が、タンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。</u></p> <p><u>シ</u> <u>液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外</u></p>

(22)・(23) (略)	<u>に設けるタンクの周囲には、コンクリート造り、ブロック造り等の囲いを設け、当該タンクから漏れた危険物がタンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。</u> (22)・(23) (略)
---------------	---

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に存する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所及びタンクの周囲に設ける流出防止のための施設に係る第55条の規定に基づき届け出ている者又は届出書を提出している者については、改正後の姫路市火災予防条例第32条第2号イ並びに第21号サ及びシの規定にかかわらず、なお従前の例による。

[昭和55年3月31日 条例第27号]

現 行	改 正 後
<p>第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理する<u>こと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特殊可燃物を集積する場合には、集積場所の面積50平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難しい場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積200平方メートル以下ごとに区分して集積することができ</u></p>	<p>第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理する<u>とともに、特殊可燃物の性状に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

る。

(4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第4の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、1集積単位の床面積が50平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に1メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難しい場合において火災予防上支障がないと認められるときは、1集積単位の床面積を200平方メートル以下になるように区分することができる。

(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、

<u>区分</u>		<u>距離 （単位 メートル）</u>
<u>(1)</u>	<u>床面積が50平方メートル以下の集積単位相互間（(2)及び(3)に該当する場合を除く。）</u>	<u>3</u>
<u>(2)</u>	<u>床面積が300平方メートル以下の集積単位相互間（(3)に該当する場合を除く。）</u>	<u>2</u>
<u>(3)</u>	<u>床面積が100平方メートル以下の集積単位相互間</u>	<u>1</u>

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第4に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。

(5) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並

(6) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並

びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上(合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

現 行

別表第4

品名	数量
	キログラム
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000
石炭及び木炭	10,000
	立法メートル
木材加工品及び木くず	10

備考

1～4 (略)

改 正 後

別表第4

品名	数量
	キログラム
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000

石炭及び木炭		10,000
木材加工品及び木くず		立法メートル 10
合成樹脂類	<u>発泡させたもの</u>	<u>立法メートル</u> 20
	<u>その他のもの</u>	<u>キログラム</u> 3,000

備考

1～4 (略)

5 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂の糸、ゴム類、繊維、紙及びこれらのぼろ又はくずを除く。

附則

- この条例は、昭和55年7月1日から施行する。
- この条例施行の際現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類（改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）別表第4の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第35条第5号ウの規定は、この条例施行の日から起算して2年を経過するまでの間は、適用しない。
- この条例施行の際現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第55条の規定に適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「昭和55年7月1日から30日以内に」とする。

[昭和59年6月27日 条例第31条]

現 行	改 正 後
<p>第32条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、<u>過酸化</u>物にあつては、水との接触を避けること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第32条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、<u>アルカリ金属の過酸化</u>物にあつては、水との接触を避けること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>
<p>第34条 別表第3で定める数量の100倍以上の</p>	<p>第34条 別表第7で定める数量の100倍以上の</p>

令別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前4条（第32条第9号を除く。）の規定を準用する。

第35条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第4の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、1集積単位の床面積が50平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に1メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、1集積単位の床面積を200平方メートル以下になるように区分することができる。

(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 別表第4に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。

令別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品（以下「準危険物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定するもののほか、別表第7で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前4条（第32条第9号を除く。）の規定を準用する。

第35条 別表第8で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第8の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、1集積単位の床面積が50平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に1メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、1集積単位の床面積を200平方メートル以下になるように区分することができる。

(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行なうこと。

(6) 特殊可燃物のうち、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内に貯蔵する場合は、前号の規定に

<p>(6) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。</p> <p>第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p>	<p>よるほか、次に掲げる場所において行なうこと。ただし、可燃性ガスの滲出の状況から火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>ア 滲出する可燃性ガスを検知し、警報を発生することができる装置が設けられているもの</p> <p>イ 床面積が500平方メートル以上の場所又は容易に自然換気ができない場所にあつては機械換気設備が、その他の場所にあつては換気口が設けられているもの</p> <p>ウ 火災予防上又は消火の活動上重大な支障を生ずるおそれのある危険物等が貯蔵されていないもの</p> <p>(7) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。</p> <p>第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第7で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第8で定める数量の5倍以上（合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p>
---	---

現 行		
別表第3		
類別	品名	数量
第1類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第2類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000

第3類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第4類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょう脳	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
第5類	ニトロソ化合物	40
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第6類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリン	80

別表第4

品名		数量
		キログラム
綿花類		200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
ゴム類		3,000
石炭及び木炭		10,000
		立法メートル
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル 20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

1～5 (略)

改正後

別表第7（第34条、第55条関係）

類別	品名	数量
第1類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第2類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第3類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第4類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょう脳	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
第5類	ニトロソ化合物	40
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第6類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリン	80

備考

- 1 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 2 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- 3 水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属（ベリリウム及びマグネシウムを除く。）の水素化物をいう。
- 4 ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状としたものをいう。
- 5 第1種引火物とは、常温で固体であり、かつ、40度未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。

6 第2種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当するものをいう。

ア 40度以上100度未満で可燃性の蒸気を発生するもの

イ 100度以上200度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの

ウ 200度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

7 ニトロソ化合物とは、1のベンゼン核に2以上のニトロソ基が結合したもののみをいう。

別表第8（第35条、第55条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム 200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
ゴム類		3,000
石炭及び木炭		10,000
木材加工品及び木くず		立法メートル 10
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル 20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

1～5 (略)

附則

- 1 この条例は、昭和59年9月1日から施行する。
- 2 (略)
- 3 この条例施行の際、現に常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第35条第6号の規定は、この条例施行の日から起算して2年を経過するまでの間は、適用しない。
- 4 (略)

[平成2年3月26日 条例第11号]

現 行	改 正 後
-----	-------

第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いの基準)

第31条 法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
- (4)・(5) (略)
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設ける

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第31条 法第9条の3の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4)・(5) (略)
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合には、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

こと。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は鋼製ドラムの場合	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を設け、かつ、ためますを設けること。

ウ 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

エ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うこと。

(4) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。

(5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。

(6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。

(7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄す

るときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

(8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。

(9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

(11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

(12) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が上昇しない方法で行なうこと。

(13) 危険物を保護液中にほぞんする場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。

(14) 危険物の詰め替えは、防火上安全な場所で行なうこと。

(15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。

(16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。

(17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。

(18) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

(20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。

ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。

イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。

ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りではない。

エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。

オ 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設する及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。

ア その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張によって、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルをこえ100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルをこえ250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルをこえるもの	2.0ミリメートル以上

イ 外面にさび止めのための措置を講ずること。

と。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ウ 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

エ 引火点 40 度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

カ 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

キ 見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

ク タンクの配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管を用いること。

ケ タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

コ タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。

サ 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内に設けるタンクの周囲には、側溝及びためますを設ける等当該タンクから漏れた危険物が、タンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。

シ 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外に設けるタンクの周囲には、コンクリート造り、ブロック造り等の囲いを設け、当該タンクから漏れた危険物がタンクを設置している場所以外の部分に流出しないように措置を講ずること。

(22) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次によること。

ア 地盤面下に設けられたコンクリート造等の

タンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

イ 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

ウ 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

エ 浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。

オ 地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。

(23) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。

ア 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

イ 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあっては0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえ0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.

2重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

ウ マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

エ マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。

オ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあっては、この限りでない。

カ 移動タンクには、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。

(すべてに共通する基準)

第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。)にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識)並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災

害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。

ウ 配管を地下に設置する場合には、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこうず

ること。

エ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

(10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。

(11) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

(12) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。

(13) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つこと。

(14) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。

(15) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。

(16) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

(17) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。

(18) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

(19) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

(21) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。

(22) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。

(23) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

(24) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。

(25) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。

(26) バーナーを使用する場合には、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(屋外及び屋内の基準)

第 32 条の 3 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造るとともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。

2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 窓及び出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(タンクの基準)

第 32 条の 4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

<u>タンクの容量</u>	<u>板厚</u>
<u>40 リットル以下</u>	<u>1.0 ミリメートル以上</u>
<u>40 リットルを超え 100 リットル以下</u>	<u>1.2 ミリメートル以上</u>
<u>100 リットルを超え 250 リットル以下</u>	<u>1.6 ミリメートル以上</u>
<u>250 リットルを超え 500 リットル以下</u>	<u>2.0 ミリメートル以上</u>
<u>500 リットルを超え 1,000 リットル以下</u>	<u>2.3 ミリメートル以上</u>
<u>1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下</u>	<u>2.6 ミリメートル以上</u>
<u>2,000 リットルを超えるもの</u>	<u>3.2 ミリメートル以上</u>

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス

鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

(9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

(11) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。

(12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

(地下タンクの基準)

第 32 条の 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンク

で、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

(3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

(4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

(6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

(7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を 2 箇所以上適当な位置に設けること。

(移動タンクの基準)

第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

(2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼

板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

(4) 常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートル以下のタンクにあつては 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超え 0.24 重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方センチメートルを超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

(5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

(6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉

鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示すること。

(10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

(11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

(12) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

(13) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

(14) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。

(15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

(類ごとに共通する基準)

第32条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物にあつては、水との接触を避けるこ

第32条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。

と。

(2) 第2類の危険物にあつては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉A及び金属粉Bについては、水又は酸との接触を避けること。

(3) 第3類の危険物にあつては、水との接触を避けること。

(4) 第4類の危険物にあつては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(6) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

(2) 第2類の危険物は、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

(3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。

(4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

(タンク及び配管等の維持管理)

第32条の8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第32条の2から第32条の6までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

(動植物油類の適用除外)

(品名を異にする危険物)

第33条 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1となるときは、当該場所は、指定数量の5分の1の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第2節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(準危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第34条 別表第7で定める数量の100倍以上の令別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおおった室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

第32条の9 第31条から前条までの規定にか

かわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち同植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第33条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第2節 指定可燃物の貯蔵又は取扱いの基準

(可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの基準)

第34条 別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量危険物のうち第4類の同植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第4類の動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は 金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の 場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅3メートル以上(タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、2メートル以上)の空地を保有するか、又は防火上有効なへい等を設けること。

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又

2 前項に規定するもののほか、別表第7で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前4条（第32条第9号を除く。）の規定を準用する。

第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取り扱いの基準

（特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準）

第35条 別表第8で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品（以下、「特殊可燃物」という。）の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- (2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理するとともに、特殊可燃物の性状に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(4) 可燃性液体類等（別表第7備考第5号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

2 前項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第31条から第32条の8まで（第32条の2第19号及び第20号、第32条の3第1項第1号並びに第32条の7を除く。）の規定を準用する。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状に応じ、地震等により容

- (4) 特殊可燃物（合成樹脂類（別表第8の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を集積する場合においては、1集積単位の床面積が50平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に1メートル以上の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、1集積単位の床面積を200平方メートル以下になるように区分することができる。
- (5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、

<u>区分</u>		<u>距離 (単位 メートル)</u>
<u>(1)</u>	<u>床面積が500平方メートル以下の集積単位相互間（(2)及び(3)に該当する場合を除く。）</u>	<u>3</u>
<u>(2)</u>	<u>床面積が300平方メートル以下の集積単位相互間（(3)に該当する場合を除く。）</u>	<u>2</u>
<u>(3)</u>	<u>床面積が100平方メートル以下の集積単位相互間</u>	<u>1</u>

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃

易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

(4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

材料をいう。)で仕上げた室内において行なうこと。

(6) 特殊可燃物のうち、常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内に貯蔵する場合は、前号の規定によるほか、次に掲げる場所において行なうこと。ただし、可燃性ガスの滲出の状況から火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ア 滲出する可燃性ガスを検知し、警報を発することができる装置が設けられているもの

イ 床面積が 500 平方メートル以上の場所又は容易に自然換気ができない場所にあつては機械換気設備が、その他の場所にあつては換気口が設けられているもの

ウ 火災予防上又は消火の活動上重大な支障を生ずるおそれのある危険物等が貯蔵されていないもの

(7) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名を及び最大数量を記載した標識を設けること。

(6) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第 7 備考第 8 号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1 集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第 6 号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が 50 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積	1メートル

	単位相互間	以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル 以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル 以上

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

第3節 基準の特例

（基準の特例）

第35条の2 この章（第31条、第32条の7及び第33条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第7で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第8で定める数量の5倍

第55条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）及び別表第

以上(合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

7で定める数量の5倍以上(可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止する場合について準用する。

第55条の2 消防長又は消防署長は、前条第1項の届出に係る少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

現 行

別表第7 (第34条、第55条関係)

類別	品名	数量
第1類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第2類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第3類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200

第4類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょう脳	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
第5類	ニトロソ化合物	40
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第6類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリン	80

備考

- 1 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 2 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- 3 水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属（ベリリウム及びマグネシウムを除く。）の水素化物をいう。
- 4 ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状としたものをいう。
- 5 第1種引火物とは、常温で固体であり、かつ、40度未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。
- 6 第2種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 40度以上100度未満で可燃性の蒸気を発生するもの
 - イ 100度以上200度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの
 - ウ 200度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 ニトロソ化合物とは、1のベンゼン核に2以上のニトロソ基が結合したもののみをいう。

別表第8（第35条、第55条関係）

品名	数量
	キログラム
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000

ゴム類		3, 0 0 0
石炭及び木炭		1 0, 0 0 0
木材加工品及び木くず		立法メートル 1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	立法メートル 2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸及び繭をいう。
- 3 わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びそれらの製品並びに干し草をいう。
- 4 ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。
- 5 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂の糸、ゴム類、繊維、紙及びこれらのぼろ又はくずを除く。

改正後

別表第7（第34条、第35条、第55条関係）

品名		数量
綿花類		キログラム 2 0 0
木毛及びかんなくず		4 0 0
ぼろ及び紙くず		1, 0 0 0
糸類		1, 0 0 0
わら類		1, 0 0 0
可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油類がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びこれらの製品並びに干し草をいう。

(5) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

(6) 石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに同表備考第17号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるものをいう。

(8) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成2年5月23日（以下「施行日」という。）から施行する。

第2条 （略）

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第3条 この条例施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「新規対象」という。）及び現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き少量危険物を貯蔵し、取り扱うこととなるもの（以下「既存対象」という。）のうち、消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号）の施行に伴い新条例第4章第1節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第12項までに定めるものを除き、施行日から起算して1年間は、同節の規定によることを要しない。

2 新規対象のうち、新条例第32条の4第1号まで若しくは第12号又は第32条の5第1号から第4号まで若しくは第5号（計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地下タンクにあっては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られている場合に限り、適用しない。

(1) タンクは、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除し

た商の和を超えないこと。

- 3 新規対象のうち、新条例第 32 条の 2 第 9 号又は第 32 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り適用しない。
- 4 新規対象のうち、新条例第 32 条の 4 第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第 2 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 5 年 11 月 22 日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、新条例第 32 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第 2 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。
- 6 新規対象のうち、新条例第 32 条の 3 第 2 項第 4 号、第 32 条の 5 第 7 号又は第 32 条の 6 第 2 号、第 4 号から第 9 号まで若しくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。
- 7 既存対象のうち、新条例第 32 条の 2 第 9 号、第 32 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）、第 31 条の 4 第 1 号若しくは第 12 号又は第 31 条の 5 第 1 号若しくは第 5 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。
- 8 既存対象のうち、新条例第 32 条の 4 第 10 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成 5 年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 9 既存対象のうち、新条例第 32 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号若しくは第 3 号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量で除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 10 既存対象のうち、新条例第 32 条の 3 第 2 項第 4 号、第 32 条の 5 第 7 号又は第 32 条の 6 第 9 号若しくは第 12 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。
- 11 既存対象のうち、新条例第 32 条の 2 第 3 号、第 7 号若しくは第 8 号又は第 32 条の 3 第 2 項第 5 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、なお従前の例による。

12 既存対象のうち、新条例第 32 条の 2 第 1 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成 2 年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。

13 新条例第 32 条の 2 第 19 号ロの規定による表示は、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、同号の規定によらないことができる。

(指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第 4 条 この条例施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているもの並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに少量危険物の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち、新条例第 34 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類及び可燃性液体類にあっては可燃性固体類及び可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている可燃性固体類及び可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあっては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

2 新条例第 34 条第 1 項第 3 号ロの規定による表示は、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、同号の規定によらないことができる。

3 この条例施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成 2 年 11 月 22 日までの間は、新条例第 35 条第 5 号の規定によることを要しない。

4 この条例施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第 35 条第 6 号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は平成 3 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。

5 この条例施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第 35 条第 7 号ロ又はハに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成 4 年 5 月 22 日までの間は、適用しない。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

第 5 条 この条例施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する新条例第 55 条第 1 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 2 年 11 月 22 日（施行日の前日において消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項の規定により許可を受けていたもの）にあっては、平成 2 年 8 月 22 日）までに」とする。

2 施行日前に行った改正前の姫路市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第 55 条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第 55 条第 1 項の規定による指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例施行の際、現に新条例別表第 7 に定める数量の 5 倍以上（可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量以上）の指定可燃物を

貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第 55 条第 1 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 2 年 11 月 22 日（施行日の前日において消防法第 11 条第 1 項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成 2 年 8 月 22 日）までに」とする。

- 4 施行日前に旧条例第 55 条の規定による届出を行っていた者で、施行日以降新条例第 55 条第 1 項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して 3 月以内にその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第 6 条・第 7 条（略）

[平成 4 年 6 月 26 日 条例第 33 号]

現 行	改 正 後
<p>第 31 条 法第 9 条の 3 の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、<u>次の各号に掲げる技術上の基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p>	<p>第 31 条 法第 9 条の 3 の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、<u>次に掲げる技術上の基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p>
<p>第 34 条 <u>別表第 7</u> の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 5 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第 4 類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、<u>次の各号に掲げる技術上の基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を<u>別表第 7</u>に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第 4 類の動植物油類にあつては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀</p>	<p>第 34 条 <u>別表第 8</u> の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 5 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第 4 類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、<u>次に掲げる技術上の基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を<u>別表第 8</u>に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第 4 類の動植物油類にあつては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀</p>

を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容

を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第5号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容

器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(4) 可燃性液体類等(別表第7備考第5号エに該当するもの除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

2 (略)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 綿花類等のうち合成樹脂類(別表第7備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類(同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃

器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(4) 可燃性液体類等(別表第8備考第5号エに該当するもの除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

2 (略)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 綿花類等のうち合成樹脂類(別表第8備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類(同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃

<p>材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>第55条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）及び別表第7で定める数量の5倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>第55条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）及び別表第8で定める数量の5倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

第2条～第6条 (略)

[平成10年10月8日 条例第36号]

現 行	改 正 後
<p>第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 配管を地下に設置する場合には、<u>配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）</u>について当該接合部分からの危険物の</p>	<p>第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>エ <u>配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>オ 配管を地下に設置する場合には、<u>配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）</u>について当該接合部分からの危険</p>

漏えいを点検することができる措置をこうずること。

エ 配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

(10)～(26) (略)

第 32 条の 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(5)～(7) (略)

第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 0.7 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) (略)

(4) 常用圧力が 0.2 重量キログラム毎平方セン

物の漏えいを点検することができる措置をこうずること。

カ 配管を地下に設置する場合には。その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

(10)～(26) (略)

第 32 条の 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(5)～(7) (略)

第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) (略)

(4) 常用圧力が 20 キロパスカルのタンクにあって

<p>チメートル以下のタンクにあつては <u>0.2 重量キログラム毎平方センチメートル</u> を超え <u>0.24 重量キログラム毎平方センチメートル</u> 以下の範囲の圧力で、常用圧力が <u>0.2 重量キログラム毎平方センチメートル</u> を超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p>	<p>ては <u>20 キロパスカル</u> を超え <u>24 キロパスカル</u> 以下の範囲の圧力で、常用圧力が <u>20 キロパスカル</u> を超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p>
--	---

現 行	
別表第 7 (第 34 条、第 35 条、第 55 条関係)	
品名	数量
綿花類	キログラム 200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
可燃性固体類	3,000
石炭・木炭類	10,000
可燃性液体類	立法メートル 2
木材加工品及び木くず	10
合成樹脂類	発泡させたもの 20
	その他のもの キログラム 3,000
備考	
(1)～(4) (略)	
(5) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。	
ア・イ (略)	
ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が <u>8,000 カロリー毎グラム</u> 以上であるもの	
エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が <u>8,000 カロリー毎グラム</u> 以上であるもので、融点が 100 度未満のもの	
(6)～(8) (略)	
改 正 後	

別表第7（第34条、第35条、第55条関係）

品名		数量
		キログラム
綿花類		200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
		立法メートル
可燃性液体類		2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

(1)～(4) (略)

(5) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア・イ (略)

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

(6)～(8) (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第32条の2第9号及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に存する移動タンクの構造のうち、新条例第32条の6第2号及び第4号に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に改正前の姫路市火災予防条例第32条の5第4号並びに第32条の6第2号及び第4号の規定を準用する第34条第2項に定める基準に適合する可燃性液体類等の貯

蔵及び取扱いの技術上の基準は、新条例第 32 条の 5 第 4 号並びに第 32 条の 6 第 2 号及び第 4 号の規定を準用する第 34 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前 3 項の規定により、従前の例によることとされた設備の維持管理については、新条例第 32 条の 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6・7 (略)

[平成 12 年 12 月 20 日 条例第 71 号]

現 行			改 正 後																								
<p>第 32 条の 3 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器等の種類</th> <th>貯蔵し、又は取り扱う数量</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク又は金属製容器</td> <td>指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満</td> <td>1 メートル以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の場合</td> <td>指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満</td> <td>1 メートル以上</td> </tr> <tr> <td>指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満</td> <td>2 メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 窓及び出入り口には、<u>甲種防火戸</u>又は<u>乙種防火戸</u>を設けること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第 35 条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の</p>			容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅	タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上	その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上	<p>第 32 条の 3 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（<u>建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。</u>）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器等の種類</th> <th>貯蔵し、又は取り扱う数量</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク又は金属製容器</td> <td>指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満</td> <td>1 メートル以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の場合</td> <td>指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満</td> <td>1 メートル以上</td> </tr> <tr> <td>指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満</td> <td>2 メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 窓及び出入り口には、<u>防火戸</u>を設けること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第 35 条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の</p>			容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅	タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上	その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上
容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅																									
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上																									
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上																									
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上																									
容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅																									
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上																									
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上																									
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上																									

<p>貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。</p>	<p>貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。<u>以下同じ。</u>）で仕上げた室内において行うこと。</p>
--	--

現 行		
別表第7（第34条、第35条、第55条関係）		
品名	数量	
綿花類		キログラム 200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000
備考		
(1)～(6) (略)		
(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに同表備考第17号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるものをいう。		
(8) (略)		

改 正 後

別表第 7 (第 34 条、第 35 条、第 55 条関係)

品名		数量
		キログラム
綿花類		200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
		立法メートル
可燃性液体類		2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

(1)～(6) (略)

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で 1 気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8) (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 7 の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

[平成 14 年 3 月 27 日 条例第 21 号]

現 行	改 正 後
<p>第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当</p>	<p>第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当</p>

該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示すること。

(10)～(15) (略)

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量危険物のうち第4類の同植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。

(10)～(15) (略)

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量危険物のうち第4類の同植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(6) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。

2 (略)

現 行

別表第7 (第34条、第35条、第55条関係)

品名	数量
	キログラム
綿花類	2 0 0
木毛及びかんなくず	4 0 0
ぼろ及び紙くず	1, 0 0 0
糸類	1, 0 0 0
わら類	1, 0 0 0

可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

(1)～(6) (略)

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で 1 気圧において温度 20 度で液状であるものをいう。

(8) (略)

改正後

別表第 7 (第 34 条、第 35 条、第 55 条関係)

品名		数量
綿花類		キログラム 2 0 0
木毛及びかんなくず		4 0 0
ぼろ及び紙くず		1, 0 0 0
糸類		1, 0 0 0
わら類		1, 0 0 0
可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

(1)～(6) (略)

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の自治省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品 (1 気圧において、温度 20

度で液状であるものに限る。) で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

(8) (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、次条及び附則第3条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第2条 消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号。以下「改正法」という。)による消防法(昭和23年法律第186号)別表第5類の項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなったもの(以下「新規対象」という。)のうち、姫路市火災予防条例(以下「条例」という。)第32条の2第9号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件および使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成13年12月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

2 新規対象のうち、条例第32条の4第1号又は第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。

3 新規対象のうち、条例第32条の2第19号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成14年11月30日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、条例第32条の2第1号から第8号まで、第32条の3又は第32条の4(第1号、第11号及び第12号を除く。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第1項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

第3条 改正法による消防法別表第5類の項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上。以下この条において同じ。)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなった者は、平成14年5月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者のうち、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第7号の規定の改正により新たにこの条例による改正後の条例別表第7に定める数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

- 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者のうち、改正法による消防法別表備考第16号及び第17号の規定の改正により新たに条例第55条第1項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

[平成16年6月25日 条例第33号]

現 行		
別表第7（第34条、第35条、第55条関係）		
品名	数量	
綿花類	キログラム 200	
木毛及びかんなくず	400	
ぼろ及び紙くず	1,000	
糸類	1,000	
わら類	1,000	
可燃性固体類	3,000	
石炭・木炭類	10,000	
可燃性液体類	立法メートル 2	
木材加工品及び木くず	10	
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000
備考		
(1)～(6) (略)		
(7) 可燃性液体類とは、 <u>法別表備考第14号</u> の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。		
(8) (略)		
改 正 後		
別表第7（第34条、第35条、第55条関係）		
品名	数量	
綿花類	キログラム 200	
木毛及びかんなくず	400	

ぼろ及び紙くず		1, 0 0 0
糸類		1, 0 0 0
わら類		1, 0 0 0
可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

(1)～(6) (略)

(7) 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

(8) (略)

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

[平成17年3月28日 条例第20号]

第1条

現 行	改 正 後
<p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準</p> <p>(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)</p> <p>第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いは、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。</p>	<p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技</p>

術上の基準によらなければならない。

第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定

の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこ
うずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

(10) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。

(11) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

(1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみあげること。

(2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

(12) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。

(13) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つこと。

(14) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。

(15) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。

(16) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

(17) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。

(18) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

(19) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行なうこと。

(4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つこと。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。

(6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行なうこと。

(7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

(8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。

(9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近づけて置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

はこれと同等以上であると認められる容器
(以下この号において「内装容器等」という。)
に適合する容器に収納し、又は詰め替える
とともに、温度変化等により危険物が漏れない
ように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険
物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規
定の例による表示をすること。

(20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵
する場合には、高さ 3 メートル (第 4 類の危険
物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納し
た容器のみを積み重ねる場合にあっては、4
メートル) を超えて積み重ねないこと。

(21) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危
険物の温度が局部的に上昇しない方法で行う
こと。

(22) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な
場所で行うこと。

(23) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画
された場所等安全な場所で行うこと。

(24) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達し
ないようにして行うこと。

(25) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換
気をよくして行うとともに、廃液をみだりに
放置しないで安全に処置すること。

(26) バーナーを使用する場合においては、バー
ナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれない
ようにすること。

(10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危
険物の温度が局部的に上昇しない方法で行う
こと。

(11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な
場所で行うこと。

(12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画
された場所等安全な場所で行うこと。

(13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達し
ないようにして行うこと。

(14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換
気をよくして行うとともに、廃液をみだりに
放置しないで安全に処置すること。

(15) バーナーを使用する場合においては、バー
ナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれない
ようにすること。

(16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場
合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関
する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号。以下
「危険物規則」という。) 別表第 3、液体の危
険物にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危
険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危
険物について、これらの表において適応する
ものとされる内装容器 (内装容器の容器の種
類の項が空欄のものにあっては、外装容器) 又
はこれと同等以上であると認められる容器

(以下この号において「内装容器等」という。)
に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(20) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。)にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識)並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設

備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置をこ

(屋外及び屋内の基準)

第 32 条の 3 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1メートル 以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1メートル 以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2メートル 以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造るととも

うずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

(屋外の基準)

第 32 条の 3 少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1メートル 以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1メートル 以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2メートル 以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

に、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しないこと。

2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(屋内の基準)

第32条の3の2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は、不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(タンクの基準)

第 32 条の 4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するため

(タンクの基準)

第 32 条の 4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するため

の措置を講ずること。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えないこと。
- (12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

（地下タンクの基準）

第 32 条の 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準は、前条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られ

の措置を講ずること。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

（地下タンクの基準）

第 32 条の 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンクで、その外面がアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られ

ている場合にあつては、この限りでない。

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を 2 箇所以上適当な位置に設けること。

(移動タンクの基準)

第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 3 号及び第 11 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験に

ている場合にあつては、この限りでない。

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を 2 箇所以上適当な位置に設けること。

(移動タンクの基準)

第 32 条の 6 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 32 条の 4 第 1 項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

(4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

(5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

(6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。

(10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

(11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性

の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

(12) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

(13) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

(14) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。

(15) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

(1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

(2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

(3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを確実に接地すること。

(4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第32条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

(2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

(4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクに

あつては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

(5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

(6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。

(10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

(11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第 32 条の 8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の 2

第 32 条の 8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の 2

から第32条の6までの技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

第2節 指定可燃物の貯蔵又は取扱いの基準

(可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの基準)

第34条 別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量危険物のうち第4類の同植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第4類の動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

<u>容器等の種類</u>	<u>可燃性固体類等の数量の倍数</u>	<u>空地の幅</u>
<u>タンク又は金属製容器</u>	<u>1以上20未満</u>	<u>1メートル以上</u>
	<u>20以上200未満</u>	<u>2メートル以上</u>
	<u>200以上</u>	<u>3メートル以上</u>
<u>その他の</u>	<u>1以上20未満</u>	<u>1メートル</u>

から第32条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

第2節 指定可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

(可燃性液体類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第34条 別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量危険物のうち第4類の同植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

場合		以上
	20 以上 200 未満	3メートル 以上
	200 以上	5メートル 以上

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(3) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(4) 可燃性液体類等(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(5) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第7備考第5号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体

との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(6) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。

2 前項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第31条から第32条の8まで（第32条の2第19号及び第20号、第32条の3第1項第1号並びに第32条の7を除く。）の規定を準用する。

との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たり、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じること。

2 可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量危険物のうち第4類の動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

<u>容器等の種類</u>	<u>可燃性固体類等の数量の倍数</u>	<u>空地の幅</u>
<u>タンク又は金属製容器</u>	<u>1以上20未満</u>	<u>1メートル以上</u>
	<u>20以上200未満</u>	<u>2メートル以上</u>
	<u>200以上</u>	<u>3メートル以上</u>
<u>その他の場合</u>	<u>1以上20未満</u>	<u>1メートル以上</u>
	<u>20以上200未満</u>	<u>3メートル以上</u>
	<u>200以上</u>	<u>5メートル</u>

		以上
--	--	----

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(6) 綿花類等のうち合成樹脂類(別表第7備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類(同表備考第6号に規定する石炭・木炭

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

類をいう。) にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル 以上
(2)	面積が 50 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル 以上

(7) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル 以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル 以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル 以上

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第 7 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を

表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第7備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

第 35 条の 2 この章（第 31 条、第 32 条の 7 及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

ウ 別表第 7 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。

第 35 条の 2 この章（第 31 条、第 32 条の 7 及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第 2 条

現 行	改 正 後
<p>第 34 条 別表第 7 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 5 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第 4 類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p>	<p>第 34 条 別表第 7 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 6 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに少量危険物のうち第 4 類の同植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p>

ア 可燃性固体類（別表第7備考第5号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ （略）

(2) 可燃性液体類等（別表第7備考第5号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)～(4) （略）

2 （略）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) （略）

ア 可燃性固体類（別表第7備考第6号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量危険物のうち第4類の動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ （略）

(2) 可燃性液体類等（別表第7備考第6号エに該当するもの除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)～(4) （略）

2 （略）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) （略）

(5) 再生資源燃料（別表第7備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち合成樹脂類（別表第7備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類（同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとすること。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第7備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第7で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不

<p>イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。</p>	<p><u>燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>エ 別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げた室内において行うこと。</p> <p><u>(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。</u></p> <p><u>ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。</u></p> <p><u>イ 別表第7で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(火災予防上有効な措置)</u></p> <p>第35条の2 <u>別表第7で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。</u></p>
---	---

第 35 条の 2 この章（第 31 条、第 32 条の 7 及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができる」と認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第 55 条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物）及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

第 35 条の 3 この章（第 31 条、第 32 条の 7 及び第 33 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができる」と認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第 55 条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物）及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

現 行	
別表第 7（第 34 条、第 35 条、第 55 条関係）	
品名	数量
	キログラム
綿花類	2 0 0
木毛及びかんなくず	4 0 0
ぼろ及び紙くず	1, 0 0 0
糸類	1, 0 0 0
わら類	1, 0 0 0

可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

(1)～(4) (略)

(5) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

(6) 石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(7) 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

(8) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

改正後

別表第7（第34条、第35条、第55条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム 2 0 0
木毛及びかんなくず	4 0 0
ぼろ及び紙くず	1, 0 0 0
糸類	1, 0 0 0
わら類	1, 0 0 0

再生資源燃料		1, 0 0 0
可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類	立法メートル	2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

備考

(1)～(4) (略)

(5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

(6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又は次のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

(7) 石炭・木炭類には、コークス、粉上の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(8) 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の自治省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

(9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

附則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定の施行の際現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設につ

いては、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、第2条の規定による改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第35条第1項第5号ウの規定は、適用しない。

- (1) 5メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね2箇月以内の期間であること。
- (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。

第3条 第2条の規定の施行の際現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第35条第2項第3号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号イの規定は、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

2 第2条の規定の施行の際現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第35条第2項第3号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 第2条の規定の施行の際現に新条例別表第7に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第35条第2項第4号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

2 第2条の規定の施行の際現に新条例別表第7に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第55条の規定の適用については、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは、「平成17年12月31日までに」とする。

（検討）

第5条 新条例第35条第1項第5号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

[平成17年7月1日 条例第66号]

現 行	改 正 後
<p>第32条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。</p> <p>2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンク</p>	<p>第32条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。</p> <p>2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンク</p>

<p>で、その外面が<u>アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等</u>により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を2箇所以上適当な位置に設けること。</u></p>	<p>で、その外面が<u>エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料</u>により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。</u></p>
--	---

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第1条、第32条の5、第42条及び第58条の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

2～4 (略)

(経過措置)

5 この条例の交付の際現に存する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第32条の5第2項第1号（新条例第3条第4項（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第34条第3項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

[平成24年6月25日 条例第40号]

現 行	改 正 後
<p>附則</p> <p>1～17 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>18 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第21項において「政令改正」という。）の施行により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（事項及び附則第20項において「新規則」という。）のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。</u></p>

19 新規対象のうち、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 32 条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第 32 条の 4 第 2 項（第 1 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。

20 新規対象のうち、第 32 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

21 改正政令による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成 24 年 12 月 31 日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

附則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。